

平成二十三年六月二十四日受領
答弁第二四四五号

内閣衆質一七七第二四五号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国

漁船船長の証言に関する第三回質問に対する答弁書

一から六までについて

先の答弁書（平成二十三年六月十四日内閣衆質一七七第二二八号）で述べたとおり、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しているが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。なお、外務省として、御指摘の報道を直接確認している。

御指摘の衝突事件については、政府として我が国法令に基づき適切に対応してきており、このことは、中国政府に対するものを含め、これまでに内外に説明してきている。